平成２９年（フ）第１４６３号
名古屋市中区正木４丁目２番18号　プレスイン金山５Ｄ号、従前の住所千葉県木更津市高柳１丁目６番19号，名古屋市中村区名駅南１丁目10番７号　プレサンス名古屋ＳＴＡＴＩＯＮアブソリュート508号
債務者　小関亜紀子（旧姓船木・岩川）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４８２号
名古屋市中村区本陣通５丁目89番地　東新ビル402号
債務者　矢崎　広美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０９号
愛知県瀬戸市上品野町1387番地の33
債務者　吉田　淳二（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４５号
静岡県沼津市石川463番地の５　メゾンリヴレーヌ303、前住所静岡県沼津市下香貫清水2144番地の１　エルディム後藤Ｂ201
債務者　若月　　正
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
静岡県駿東郡長泉町竹原17番地の２
債務者　安永　昌成
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
松江市馬潟町31番地１　モンリーブルVI204、前住所松江市西川津町877番地１　グランソレイユＡ205
債務者　小川　裕之
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５９号
愛知県豊田市伊保町的場５番地　サンベルンⅡ　206号、前住所愛知県岡崎市羽根町字小豆坂126番地１　ファミール小豆坂　Ａ－204
債務者　井上　優太
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
愛知県岡崎市針崎２丁目７番地８、住民票上の住所名古屋市昭和区駒方町５丁目１番地の２
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０７１号
埼玉県幸手市香日向４丁目９番５号
債務者　松崎　麗子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９９号
さいたま市見沼区大和田町２丁目120番地　スカイハウス１号
債務者　松本　成樹
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７３号
埼玉県戸田市川岸２丁目１番３号　リバーサイド秀栄206号室、旧住所埼玉県戸田市笹目６丁目19番地の34　光ハイツ105号室
債務者　一戸　富雄
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０８号
さいたま市緑区東浦和８丁目５番地７　清則ハイツ２号棟202号
債務者　本多　孝子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３６号
埼玉県川口市東領家３丁目４番８号
債務者　福島　忠男
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１８号
埼玉県朝霞市本町２丁目16番７号　フロムファースト303号室、旧住所埼玉県朝霞市幸町１丁目７番42号
債務者　三好　正幸
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１９号
埼玉県鴻巣市新宿２丁目９番地３、旧住所千葉県習志野市大久保３丁目12番９－405号
債務者　森岡　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
埼玉県春日部市栄町２丁目173番地　メゾングランドール205
債務者　齊藤　範子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
埼玉県越谷市七左町７丁目247番地４
債務者　福崎　琴江
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係